

福祉年金定期貯金規定

1. 預入資格対象者

本定期貯金は、障害基礎年金・母子年金または特別児童扶養手当等の現行福祉定期貯金対象者で、該当年金・手当等（以下「該当年金等」という）の受取を当農協で既に開始されているお客さま、または新たに開始されるお客さま、もしくは該当年金等の受取を当農協へ変更されるお客さまに限りお預け入れできます。

2. 取扱店舗

本定期貯金の預入および支払は、該当年金等の受取を指定している店舗のみ取扱店舗とします。

3. 預入限度額

預入資格のあるお客さま1人につき、500万円を限度とします。

4. 預入定期貯金の種類および貯金名義

期間1年のスーパー定期貯金通帳形式または証書形式で、非自動継続式により作成します。定期貯金の名義は、該当年金等の受取をされているお客さまの名義に限ります。

5. 少額非課税制度（マル優）の利用

本定期貯金は、少額非課税制度（マル優）を利用することができます。

6. 適用利率

（1）預入金額が300万円未満の場合

当農協が、店頭に表示しているスーパー定期300万円未満1年ものの基準金利に当組合所定の金利を上乗せした利率を約定利率とします。

（2）預入金額が300万円～500万円の場合

当農協が、店頭に表示しているスーパー定期300万円以上1年ものの基準金利に当組合所定の金利を上乗せした利率を約定利率とします。

7. 中途解約

当農協がやむを得ないものと認めて本定期貯金を満期日前に解約する場合は、その利息は預入から解約日前日までの日数について、次の預入期間に応じた（小数点第4位以下切り捨て）利率によって計算し、本定期貯金とともに支払います。

（1）6ヶ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通貯金の利率

（2）6ヶ月以上1年未満・・・・・・・・前記6. の約定利率×30%

8. 満期書替後の本定期貯金の適用利率

本定期貯金を書替える場合（自動継続抜いで書替える場合を含む）、書替後の適用利率は書替日当日のスーパー定期（300万円未満または以上）1年ものの基準利率とします。

9. 預入期間中に当農協で該当年金等の受取がなされない場合の取扱い

（1）通帳・証書記載の利率にかかわらず、預入当日のスーパー定期（300万円未満または以上）1年ものの基準利率を預入日に遡って適用します。

（2）当農協がやむを得ないものと認め本定期貯金を満期日前に解約する場合は期限前解約利率の計算に用いる約定利率は、通帳・証書記載の利率にかかわらず、預入日当日のスーパー定期（300万円未満または以上）1年ものの基準利率とします。

10. その他

本定期貯金は、総合口座の担保とはしません。なお、本規定に定めのない事項については、別途お渡しするスーパー定期貯金規定により取扱います。